



犯罪情報官 速報

年末に特殊詐欺の高額被害が連続発生

昨年末、県内において

なりすまし詐欺 1600万円被害

架空請求詐欺 1200万円被害

と、特殊詐欺の高額被害が連続発生しました。

その手口や被害に遭わないためのポイントについて紹介させていただきますので、ご家族・ご友人などにも話をしていただき、被害に遭わないようにしましょう。

息子をかたった犯人から1600万円をだまし取られる（なりすまし詐欺）

息子になりすました犯人から、

「風邪をひいた」「携帯電話の番号が変わった」「新しい番号は××××」

という電話があった後に、

「人に金を貸して逃げられた」「高利貸しから2000万円借りている」

と嘘を言われ、その話を信用してしまった被害者が、息子を助けたい一心で現金を用意し、県内のJR駅付近で、息子から頼まれて取りに来たという弁護士を名乗る男に、1600万円を手渡してしまったというものです。

被害に遭わないために

なりすまし詐欺の手口は、必ず最初に

「風邪をひいた」「携帯電話の番号が変わった」「新しい番号は××××だから」

という電話で始まりますので、

必ず元々登録している番号に電話

して、事実かどうか確認しましょう。

万が一、詐欺と気づけなかったとしても、知らない口座、人には現金を渡さず、必ず息子に直接渡しましょう。

名義貸しは犯罪になる等とだまされ1200万円の被害（架空請求詐欺）

証券会社を名乗る男から、

「株を買いたいので名義を貸して欲しい」

という電話があったため、善意の気持ちで名義を貸したところ、

「名義貸しは犯罪になる」「お金を出せば解決できる」

と嘘を言われ、不安になった被害者は、犯人の指示どおり、1200万円を宅配便で送ってしまったというものです。

なお、この犯人は、金融機関に発覚されるのを防ぐため、被害者に現金を用意させる時に、

定期預金から普通口座に移し替えさせた後、毎日、ATMで1日の利用限度額

一杯まで現金を出金させるという方法

を指示していました。

被害に遭わないために

もし、

名義を貸して欲しい、現金を宅配便で送れという電話は100%詐欺

ですので、このような電話があれば必ず警察に通報しましょう。

「現金送れはすべて詐欺」です。